

任意継続被保険者の令和 7 年度における標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定による当健康保険組合の令和 6 年 9 月 30 日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び令和 7 年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

令和 7 年 2 月 19 日

フォーラムエンジニアリング健康保険組合
理 事 長 宇 野 敏 弘



記

1. 令和 6 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額

315,784 円

2. 令和 7 年度における標準報酬月額

23 等級 320,000 円

※ 任意継続被保険者に適用する標準報酬月額の上限となります。

3. 適用年月日

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

以上